

2023年6月15日

## 日本学術会議が「開かれた協議の場」に求めるもの（会長覚書）

日本学術会議は、2023年4月18日の第187回総会において、政府による日本学術会議法改正の動きに対して、「『説明』ではなく『対話』を、『拙速な法改正』ではなく『開かれた協議の場』を」という声明を発出した。声明では、「今回の拙速な法改正の提案をいったん取りやめ、日本学術会議のあり方を含む学術体制全体の抜本的な見直しのために、幅広い関係者の参画による開かれた協議の場を設けることを求めている」と述べた。以下、日本学術会議が求める「開かれた協議の場」とはどのようなものであるべきと考えているかを説明する。

### 1. 議論の範囲

「開かれた協議の場」での議論の範囲は「日本学術会議のあり方を含む学術体制全体の抜本的な見直し」であることが望ましい。いわゆる研究力の低下問題に象徴されるように、日本の学術の在り方には様々な軋み（きしみ）が生じている。日本学術会議は、内閣府の諮問に応じて、2022年8月5日に回答「研究力強化—特に大学等における研究環境改善の視点から—に関する審議について」を提出したところである。人類が直面する近年の諸課題に対応するために、学術の役割はますます大きくなっている。一国の国内に目を転じてみても、政策立案に学術を活用することが必須となる課題も多い。それ故に、日本学術会議のあり方の検討は同時に日本の学術体制におけるナショナルアカデミーの役割の検討にならざるを得ない。議論の範囲を、これまで準備されてきた学術会議法の改正案かそれとも法人化かという論点のみとすることは、日本の学術の抱える課題を矮小化するものであり、日本学術会議のあり方を議論するうえでも妥当とは言えない。

### 2. 想定される論点

以上の点をふまえると、想定される論点には次のようなものが考えられる。

- ・ ナショナルアカデミーとは何か、そしてその役割は何か
- ・ 日本におけるナショナルアカデミーの役割はどうあるべきか（関連する機関としての総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）、日本学術振興会（JSPS）や科学技術振興機構（JST）などのファンディング機関、日本学士院、政府の審議会や有識者会議、各種シンクタンク等からなる学術生態系の総体のなかでの検討が必要）
- ・ 立法府との関係
- ・ その人員や財政などを含む組織の在り方 等

### 3. 参加者の人数や属性、事務局

議論を実りあるものにするために、委員の数は 10 人程度にとどめることが必要である。想定される論点に関係する者については、必要に応じて意見聴取することで対応し、いたずらに網羅的な委員構成にはしない。

また、透明性の高い議論の場とするために、議論は公開とし、議事録は発言者の氏名を明記して公表する。

事務局は、内閣府とし、日本学術会議事務局が協力する。

### 4. スケジュール

この議論において、学術が直面する課題について当事者の十分な理解を醸成し、ナショナルアカデミーである日本学術会議の日本の学術体制における役割について十分な議論が尽くされることが必要であり、その議論の性格に鑑みれば、スケジュールありきとするべきではない。

\*\*\*\*\*

以上が、日本学術会議が考える「協議の場」のあるべき姿である。

今回、日本学術会議法改正案の国会提出を見送り、政府として学術会議のあり方を丁寧に議論する場を設けるとされたことは、政府と学術の建設的関係を今後に向けて築き発展させていく糸口が維持されたことを意味すると考えている。

私たちは、今回設置される議論の場が、学術体制全般について「開かれた協議の場」となることを期待している。しかし、これらの私たちの考えがすべて満たされない限り、今回の議論の席にはつかないというような頑なな態度を取るものではない。しかるべく設定された場には参加して、私たちの考える「協議の場」にふさわしい実質が備わるように努力していく。

以上